8	(1) 福岡県久留米市津福本町542 (69.50) (2) 福岡県筑紫郡那珂川町大字五ケ山九千部643国有林101林班い小班 (865.20)	北緯33度18分01秒東経130度30分33秒の地点と北緯33度18分51秒東経130度30分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1) 福岡県福岡市城南区松山1－3－1 (79.30) (2) 福岡県福岡市南区桧原6－27－1 (77.00)	北緯33度33分08秒東経130度22分04秒の地点と北緯33度32分01秒東経130度23分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十四年郵政省告示第三百三十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十七年二月三日

総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

二　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

三　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六六の項を次のように改める。

六六	削除

四　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一二の項及び一三の項を次のように改める。

一二	削除
一三	削除

五　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

一	削除

六　平成十一年郵政省告示第五百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

七　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五の項及び二六の項を次のように改める。

二五	削除
二六	削除

八　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二三	削除

第一項の表四二の項を次のように改める。

四二	削除

九　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七六の項及び七七の項を削る。

十　平成十四年総務省告示第百四十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

第一項の表一八の項を削る。

十一　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

十二　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二七の項を削る。